



TNY India Newsletter

2026/5/20
No.31

CONTENTS

- 1 はじめに
- 2 インドのBIS規制
- 3 2026年4月に発出された主な法令やガイドライン等の情報（4月1日～4月30日）
- 4 編集後記

はじめに

本ニュースレターでは、法律・規則等の改正・制定情報や日系企業様に関するインド法の概要を紹介させていただきます。今号では、インドのBIS規制についてご紹介いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要望がございましたら、tomohirom@tny-legal.com までご連絡頂けますと幸いです。

インドのBIS規制について

1. 規制の概要

BISとはインドの国家機関である「インド標準規格局」（Bureau of Indian Standards）の略称で、製品の安全性や品質に関する規格を定め、認証を行う機関です。

BISの認証には任意認証と強制認証の二つの制度があります。

BISの認証制度は原則的には任意のものとされています（任意認証）。しかし、一定の製品については、公益・健康保護・環境保全・国家安全保障等の様々な観点に基づき、BIS認証が中央政府によって義務付けられています（強制認証）。

強制認証品目については、中央政府が発出する品質管理令（QCO: Quality Control Order）によって指定されており、これに該当する製品はBISの認証を得なければ、インド国内に輸入し、又はインド国内で流通させることができません。

QCOが指定する強制認証品目については、頻繁に追加や変更等が行われ、対象品目の数自体も多いため、何が強制認証品目なのかが分かり辛いという難点があります。

自社の製品が強制認証品目に該当するかが分からない場合には、BISへの問い合わせや専門コンサルティングへの相談等を通じて確認することが推奨されます。

2. BIS認証手続き

BIS認証手続きについては、製品の性質に応じて、異なるスキームが適用されます。

主なスキームとしては、以下のものがあります。

- ①スキームI：鉄鋼、繊維、家電、食品等多くの製品がQCOに基づき、スキームIによる強制認証品目に指定されています。製品ごと、製造工場ごとに認証の取得が求められ、手続きの過程ではBISの担当者が製造工場を訪問する工場監査が行われます。
- ②スキームII：主に電子・IT機器を対象としたスキームで、工場監査は不要です。

③スキームX：主に機械類を対象としたスキームで、技術文書の作成と工場監査が求められます。強制認証品目は設備・電気機器安全（包括的技術規制）規則（OTR：Machinery and Electrical Equipment Safety (Omnibus Technical Regulation)）によって指定されており、OTRの施行時期は従来、2026年9月1日までとされていました。そのため、対象となる品目については、同期限までにスキームXによる認証取得が求められていたところ、政府は2026年1月にOTRを全面撤回しました。

これによって、現状、スキームXに基づく認証取得の義務はなくなりましたが、今後、類似の規制が発出されないか動向を注視する必要があります。

3. 認証手続きの流れ

インド国外に製造工場を持つ外国企業がBIS認証を取得するための流れは概ね以下のとおりです。以下では、スキームIを念頭に流れをご紹介します。

①現地代理人（AIR：Authorized Indian Representative）の任命：インド国外に製造工場を持つ外国企業がBIS認証を取得するためには、現地代理人（AIR：Authorized Indian Representative）の任命が要件となります。AIRは、インド現地においてBIS当局との連絡窓口となるほか、製品の継続的な法令順守に対し責任を負います。AIRは、インド居住者でなければならず、複数企業のAIRを同一の者が兼務することは原則として不可です（グループ企業であれば兼務可）。AIRには、通常、申請者のインド現地法人やコンサル会社等から選任されます。

②申請書の提出：BISに対し、申請書及び製品図面等の必要書類を提出し、書類審査を行います。

③工場監査：書類審査終了後、製造工場を対象とした工場監査が行われます。BISの担当者が工場を訪問するにあたっての日当や渡航費・宿泊費は、申請者の負担となります。

④認証の取得：工場監査が終わると、BIS認証を取得できます。なお、BIS認証を取得するにあたっては、関連法令等の遵守を担保するために、10,000米ドル相当の銀行保証を差し入れる必要がありますので、この点も留意が必要です。

2026年2月に発出された主な法令やガイドライン等の情報（4月1日～4月30日）

Issue Date	Title	Issuing Ministry
April 21	The Companies (Registration Offices and Fees) Rules, 2014	Ministry of Corporate Affairs
April 1	Securities and Exchange Board of India (Mutual funds) Regulations, 2026	Securities and Exchange Board of India
April 8	Ease of doing business -mechanism for lock- in of pledged shares under SEBI (Issue of Capital and Disclosure Requirements) Regulations, 2018	Securities and Exchange Board of India

April 16	The Securities and Exchange Board of India (Intermediaries) (Amendment) Regulations, 2026	Securities and Exchange Board of India
April 24	Framework for net settlement of funds for transactions done by Foreign Portfolio Investors(FPIs) in cash market	Securities and Exchange Board of India
April 1	Reporting under Foreign Exchange Management Act, 1999 – Returns pertaining to Foreign Exchange Management (Guarantees) Regulations, 2026	Reserve Bank of India
April 1	Overseas Investment – Submission of References to the Reserve Bank	Reserve Bank of India
April 1	Master Direction – Facility for Exchange of Notes and Coins	Reserve Bank of India
April 6	Limits for investment in debt and sale of Credit Default Swaps by Foreign Portfolio Investors (FPIs)	Reserve Bank of India
April 9	Guidelines to facilitate faster cross-border inward payments	Reserve Bank of India
April 21	Digital Payments – E-mandate Framework, 2026	Reserve Bank of India
April 27	Reserve Bank of India (Commercial Banks - Capital Charge for Credit Risk – Standardised Approach) Directions, 2026 (Effective from April 1, 2027)	Reserve Bank of India
April 30	Reserve Bank of India [Disbursement of Government Pension by Agency Banks (ABs)] Directions, 2026	Reserve Bank of India
April 2	Compliance with Guidelines on Prevention and Regulation of Dark Patterns	Insurance Regulatory development Authority of India

ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、インドの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 支店から現地法人に変更したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 契約書をレビューして欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい

- ✓ 株券電子化について相談したい
- ✓ BISについて相談したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

編集後記

趣味で時々チェスをします。

写真はインドの木彫り職人が作ったチェスセットです。

駒の一つ一つがインド風のデザインとなっているので、見ていて楽しいです。

西洋のチェスや日本の将棋、タイのマークルック等、世界には似たようなゲームがたくさんありますが、起源は古代インドのチャトランガというゲームであるとされています。

伝承では、戦争好きの王様に戦争を止めてもらうために、戦争を模したゲームを献上したのが始まりだと言われています。

やはりインドは長い歴史を有しているだけあって、こうしたゲームや文化面でも実は世界に影響を与えていた部分があるのは興味深いです。

機会があればチャトランガもプレイしてみたいです。

本稿は、2026年5月20日現在の情報に基づきます。



TNY Services (India) Private Limited

Address: Unit No. 101, B 36-37, First Floor, IDC,
Mehrauli-Gurgaon Road, Opposite Sector-14,
Gurgaon, Haryana-122001, India

Email: info@tnygroup.biz

Phone: +91 9220808529

URL: <https://india.tny-legal.com>